

令和7年1月20日
国際統括官決定

1 事業の趣旨

戦後から現在に至るまで、我々を取り巻く環境は著しく変化しており、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の取組とそれに対する日本の関与及び国内のユネスコ活動は、常にその時々状況に応じて変化することが求められる。日本ユネスコ国内委員会は、令和6年3月に「国際情勢等を踏まえたユネスコ活動等の推進についての提言」を取りまとめ、ユネスコに対する日本政府の関与の在り方や国内のユネスコ活動の在り方を再考した。

この提言では、特に国内におけるユネスコ活動の在り方として、①多様なネットワークの活性化、②認知度向上のための広報の強化、③ユース（若者）によるユネスコ活動の推進、④ユネスコ登録事業等における実施者の主体的かつ継続的な取組が求められている。これを受け、本事業は、国内外の多様な主体間の連携・協働・学び合いを活性化させ、ユネスコの理念・ユネスコ活動を更に普及・促進していくこと、また、国際社会が一致して取り組むSDGsの達成年限である2030年に向けて、令和2年度に開始したユネスコ未来共創プラットフォーム事業を拡充し、ユネスコ活動を社会全体（Whole Society）で展開することにより、SDGs達成に貢献することを目指す。

2 事業の内容

本事業では、以下事項(1)、(2)に掲げる各事項の実施を委託する。事項(1)、(2)の受託団体は、連携して業務にあたるものとする。

(1)ユネスコ未来共創プラットフォームの運営

国内外の多様な主体間の連携促進やユネスコ活動の認知度向上のため、本事業を総括し推進するプロモーター役を担うプラットフォームを構築・運営する。

①プラットフォーム事務局の運営

- ・プラットフォームの運営に係るワーキンググループの設置、会合開催
- ・ユネスコ活動に関する日本国内での認知度向上のための6年間の広報戦略の提案
- ・ポータルサイト（日・英）の運用・コンテンツの拡充
- ・国内外のユネスコ活動やSDGsの実現に取り組んでいる団体等に関する情報の集約、ユネスコ活動全般の認知度向上につながる効果的な情報発信
- ・多様なステークホルダー（③調査研究実施団体を含む）を巻き込んだイベント等の企画・運営
- ・民間企業等の知見や資源を生かした、ユネスコ活動の支援方策の提案

※留意点

- ・ポータルサイトについては、既存のユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトを受け継ぐこと。また、事項(2)ユースによるユネスコ活動活性化支援事業の成果を本ポータルサイトにて発信すること。

- ・情報発信やイベント等の企画にあたっては、特に、これまでユネスコ活動等に関心がなかった層へのアプローチ方策及びSDGsの達成目標年である2030年に向けた国内での更なる普及方策を提案とすること。
- ・イベント等の企画にあたっては、以下を参考にして提案すること。

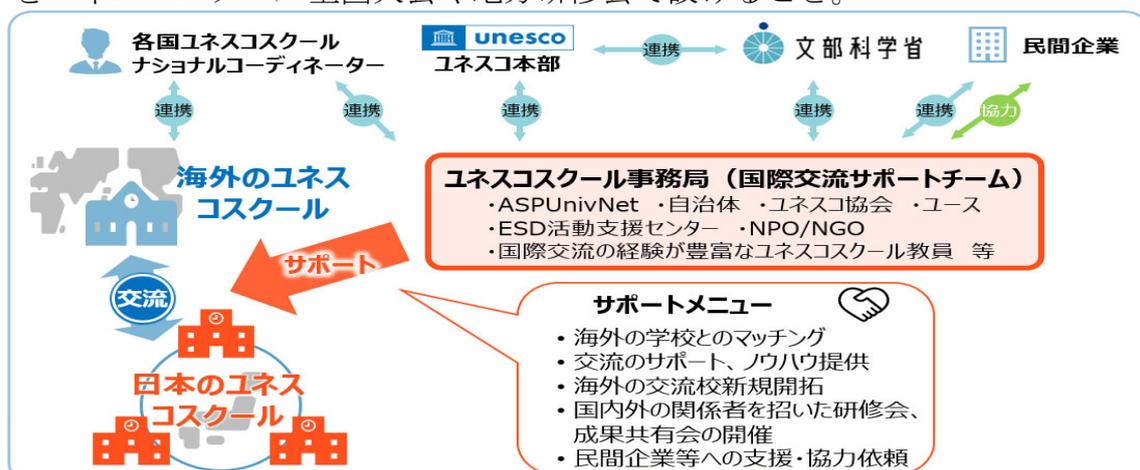
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
← 企画検討	ユネスコ創設 80 周年・日本のユネスコ加盟 75 周年	企画検討 →			SDGs 達成目標年

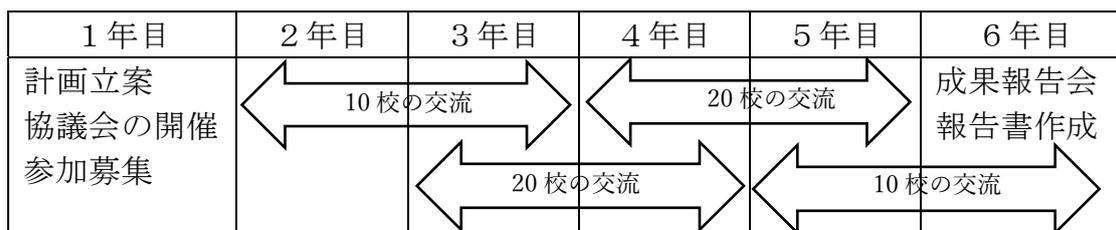
②ユネスコスクール事務局の運営

- ・ユネスコスクールの加盟申請・国内審査・定期レビューに係る業務
- ・ユネスコスクール公式ウェブサイト（日・英）の運用、コンテンツの充実
- ・ユネスコスクールの活動を支援するための指導・助言や研修会等の実施
- ・ユネスコスクールの国際交流推進事業の企画・運営
- ・ユネスコスクール全国大会及び地方研修会の開催
- ・ユネスコスクール年次活動報告、継続意向調査等の取りまとめ、集計業務
- ・ASPUnivNetの運営委員会、連絡会等の開催補助
- ・ASPUnivNetの加盟大学が実施する指導、助言、調査等に係る事務処理・調整等

※留意点

- ・ユネスコスクール事務局の運営にあたっては、ユネスコが作成した「UNESCO Associated Schools Network: guide for national coordinators」を踏まえつつ、文部科学省・日本ユネスコ国内委員会と定期的に協議を行うこと。
- ・ユネスコスクール定期レビューについては、約1,000校ある加盟校を5年間に分けて実施すること。現在の実施方法については、14. その他（9）を参考とすること。
- ・ウェブサイトは既存のユネスコスクール公式ウェブサイトを受け継ぐこと。
- ・ユネスコスクール全国大会及び地方研修会の開催地や日時、テーマ等については、受託団体の企画提案に基づき、文部科学省との協議で決定すること。地方研修会は、地域バランスを取りつつ、毎年3都市以上で実施し、6年間で国内全域を網羅する計画とすること。
- ・ユネスコスクールの国際交流推進事業については、下のイメージ図とスケジュール例を企画提案の参考にすること。また、各年度の交流状況を参加校から発表する場をユネスコスクール全国大会や地方研修会で設けること。





※交流校数は例であり、この通りの企画提案とする必要はない。

③ユネスコ活動に関する調査研究（再委託業務）

- ・ユネスコ活動の活性化につながる教育・科学・文化等の各分野に関する調査研究の公募・審査・実施

＜テーマ例＞

- ・E S Dの視点を組み込んだカリキュラム・教材・プロジェクト等の開発
- ・教育委員会や大学等と連携したE S Dに関する研修や講義のモデル形成
- ・ユネスコエコパークの管理運営強化、新規申請促進のための情報収集・マテリアル開発
- ・ユネスコ「世界の記憶」申請物となり得る記録物に関する情報収集、記録物の保全管理のためのマテリアル開発
- ・教育・科学・文化等の分野を超えたユネスコ活動の連携、SDGsの実現に向けて取り組んでいる団体間の連携に関するモデル形成

※留意点

- ・調査研究のテーマは、受託団体の企画提案に基づき、文部科学省との協議で決定すること。
- ・7月までには国内の団体に対して公募を行い、外部有識者による審査の上、事業テーマに関する知見及び実績等を有する団体に再委託して実施すること。
- ・調査研究の実施状況管理及び実施団体への助言等を行い、成果の最大化を図ること。
- ・1件当たりの上限は500万円とし、毎年度最低6件採択・実施すること。なお、1件に限り、受託団体自身が実施することを妨げない。
- ・調査研究の成果は、年度ごとに報告書にまとめ、評価・検証を行うこと。また、最終年度には、成果報告書または提言をまとめ、ユネスコ未来共創プラットフォームのポータルサイトで公表すること。

(2)ユースによるユネスコ活動活性化支援

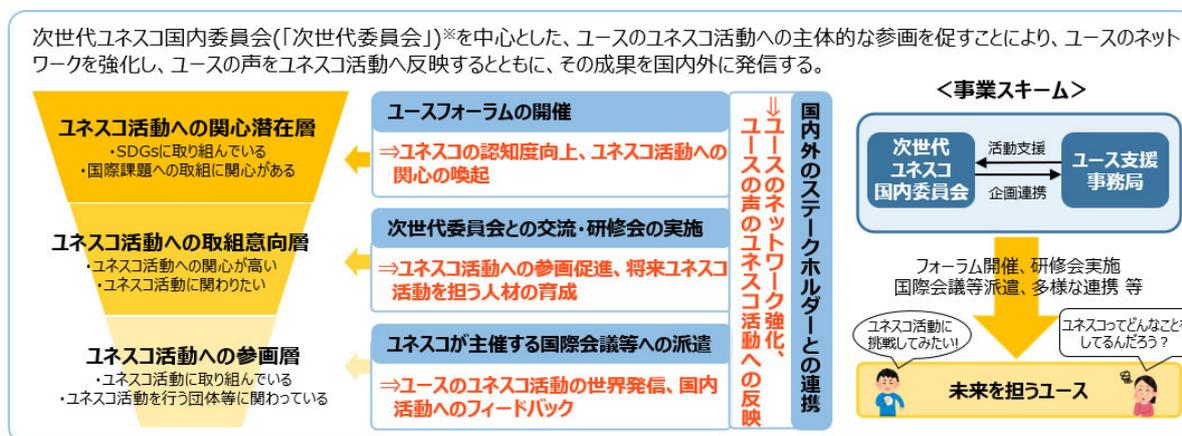
ユースによる多様なステークホルダーとの連携、ユースフォーラムの開催、研修会の実施、国際会議への参加等の支援を通じて、ユースのユネスコ活動への主体的な参画を促すことにより、ユースのネットワークを強化し、ユースの声をユネスコ活動へ反映するとともに、その成果を国内外に発信する。

(業務内容)

- ・SDGsの達成年限である2030年に向け、SDGs達成の担い手であるユースのユネスコ活動への参画を促すための6か年戦略の策定と実践
- ・次世代ユネスコ国内委員会の活動支援・指導助言

- ・ユースフォーラムの企画・運営
- ・教育、科学、文化分野のユース研修会の企画・運営
- ・国内ユネスコ関係イベント等へのユースの派遣
- ・ユネスコが主催する国際会議等へのユースの派遣

(イメージ)



※未来を担う若者からの声を今後のユネスコ活動に反映させていくために、2023年4月、日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に正式設置（前身の委員会は2021年より活動）

※留意点

- ・戦略策定に当たっては、次世代ユネスコ国内委員会を含む多様なステークホルダーの声を集めること。また、3年目には戦略の見直しを行い、6年目にはこれまでの総括と今後に向けた提言の作成を行うこと。なお、6年目はユースフォーラム等の場で、これまでの総括と今後に向けた提言を公表することが望ましい。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
2030年に向けた戦略策定	戦略に沿った事業実施	戦略の見直し	戦略に沿った事業実施		6年間の総括と今後に向けた提言の作成

- ・次世代ユネスコ国内委員会の活動支援・指導助言については、次世代ユネスコ国内委員会の会議の開催や委員との連絡調整、情報発信を含む。
- ・ユースフォーラム及びユース研修会の開催地や日時、テーマ等は、受託団体の企画提案に基づき、文部科学省及び次世代ユネスコ国内委員会との協議で決定すること。なお、テーマについては、2年に1度開催されるユネスコユースフォーラムと関連するものとするのが望ましい。また、ユースフォーラム及びユース研修会の運営については、再委託することを妨げない。
- ・本事業の成果はユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイト (<https://unesco-sdgs.mext.go.jp/>) に集約して発信すること。
- ・ユースを派遣する国内イベントや国際会議等については、文部科学省と協議の上で決定すること。
- ・イベント等の検討にあたっては、以下のユネスコの動向等を踏まえることが望ましい。

＜当面のユネスコの動向＞

2025年：ユネスコユースフォーラム

2026年：ユネスコ創設80周年・日本のユネスコ加盟75周年

2027年：ユネスコユースフォーラム

2029年：ユネスコユースフォーラム

2030年：SDGs達成目標年

3 事業の委託先

上記2(1)、(2)の事項ごとに委託先を決定することとする。委託先は、法人格を有し、ユネスコを含む関係諸機関と密接な連携を図ることができる団体とする。

4 委託期間

原則として契約を締結した日から令和13年3月31日までとする。ただし、毎年度2月頃に暫定版の事業完了報告書の提出を求め、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

5 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、事業計画書(別添)を文部科学省に提出すること。なお、必要に応じて、事業計画書に記載の内容を補足する資料を添付して構わない。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託する団体等を決定し、委託契約書(様式第1)を元に当該団体と条件について調整した上で契約を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費(人件費、事業費(諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額)、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、受託団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 受託団体は、本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、その内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 受託団体は、本事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託承認申請書により、文部科学省の承認を得なければならない。
- (3) 受託団体は、再委託を行う場合の事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

8 業務完了(廃止)の報告

- (1) 受託団体は、業務が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む)は、委託

業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

- (2) 事業完了等に係る事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 知的財産権・コンテンツに係る知的財産権

事業の実施の過程において受託団体が作成した成果物等の知的財産権は、文部科学省に帰属する。

1.1 委託契約及び事業計画の変更等

- (1) 受託団体は事業計画書に記載された内容を変更しようとする場合には、実施要領の定めるところにより事業計画変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得ること。
- (2) (1)の定めに関わらず、受託団体は、事業計画書に記載された所要経費の費目毎に配分された額の変更であって、変更の前後における経費の増減が経費総額の20%を越えない場合には、文部科学省の承認を得ることを要しない。
- (3) 受託団体は、委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、実施要領の定めるところにより委託契約変更承認申請書を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしをもってその承認とする。

1.2 その他

- (1) 文部科学省は受託団体の業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 受託団体は、本事業において構築・運営するウェブサイトについては、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」等政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を遵守しなければならない。なお、実際の開発等に当たっては、具体的なセキュリティ対策について文部科学省へ提示し、承認を受けること。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別途定める。